

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第33号 2018年12月13日

発行 都市計画道路を考える

小金井市民の会

連絡先 電話090-7847-3968 事務局:阿部 達

道路住民運動全国連絡会 第44回交流集会開催

不要・不急の道路建設を止め、弱者に目を向けた、だれもが住みやすいまちづくりを



基調報告をおこなう橋本良仁全国連事務局長



記念講演を行う磯野弥生東経大名譽教授



半世紀をたたかった大川浩正さん(名古屋)、
標博重さん(東京)のてい談、司会:橋本さん

11月17日・18日、国分寺の東京経済大学で道路住民運動全国連絡会第44回全国交流集会が、36団体128人の参加でおこなわれました。

1日目は、バスで外環道と国分寺の都市計画道路の現地見学。午後からは、外環道や小平・品川・赤羽など都内各地の住民団体からの発言がありました。

外環ネットから野川に気泡が噴出して大問題になっていること、赤羽西では、お寺の住職さんが住民の会の代表になり、この日も法衣姿で報告。小平は、控訴審で国と都が住民の主張に全く反論しないので、裁判長が国と都に住民側の主張の項目をあげて、次回までに回答するように求めたことを紹介しました。

2日目の記念講演で、東経大名譽教授の磯野弥生さんが、「参加」の問題を一つのテーマとして研究していると前置きして、「道路整備事業と住民参加を考える」と題して講演。「辺野古問題は、住民無視対応のデ

パート」。「原発問題は口では参加」など、日本が形だけの「参加」「対話」になってしまったこと。イギリスやフランスの行政法と対比しながら、日本の「行政の裁量権」を批判の多くが参加の仕組みを理解し、運動する必要があることなどを指摘しました。

次いで、長年住民運動に携わってきた名古屋の大川浩正さんと東京の標博重さんのてい談。標さんは1973年田無の道路計画から運動に携わり、国分寺、小平、圏央道などの裁判で原告としても、全国の住民運動においても続けてきたのは、「正義感ですね!」と。大川さんはフェラーリを飛ばす車人間だったこと、道路予定地が安かったのでもた診療所に呼びかけに、最初は「原告に」の後住民運動の先頭にたったことになったことなど報告しました。

トップした事例を2つ紹介」と、杉並の早稲田通りから青梅街道への計画道路と高円寺の純情商店街の真ん中を通る16m道路。これらは、地権者と沿道住民がまとまって運動したことや、商店街と消費者が一緒に運動して、区議会への陳情で採択、区長も反対を表明し、東京都に議会と行政が道路はいらないと申入れ、計画がストップしたことを紹介した。

午後は4つにわかれて分科会。ある分科会では、広島2号線の高裁判決で、居住者だけでなく、勤務者にも損害賠償を認めたことを紹介。また、旧都市計画法第3条の主務大臣の決定と内閣の認という手続きが取られていないことでの裁判ではどうかとの質問に足立弁護士から、手続き面だけでなく、被害や影響など幅広く主張していったほうが良いなど助言がありました。

市民がつくる自主講座 「崖博士に聞く！国分寺崖線の成り立ち」

はけの自然と文化をまもる会が、9・10だが、なぜ、「国分寺」なのかは、はっきりした理由はなく、国分寺駅に近いということや、地域のランドマーク的なありようが大きかったとい

司会のはけ文の安田代表から、講師の芳賀さんと東経大120周年記念事業の講座と一緒に講演されたとき、小金井の2本の都市計画道路が国分寺崖線を分断して自然を壊すことなど紹介されました。

講師の東京経済大学客員教授の芳賀啓（ひらく）さんは、「崖博士」と呼ばれ、江戸・東京の古地図の調査研究などをすすめ、「タモリ倶楽部」を始め多数の番組に出演、資料・書籍を出版していると自己紹介した後に、滄浪泉園（そうろうせんえん）わきの新小金井街道の「貫井トンネル」周辺の写真で、国分寺崖線の一角を示した後、「ハケIIガケ」ではないと話した。

「崖線」という言葉が辞書に登場したのは2009年の岩波国語辞典第7版。

「国分寺崖線」を説明しているwikiページは間違っている。とや、「国分寺崖線」と命名されたのが1952年で、大岡昇平の「武蔵野夫人」はその2年前であることなどが紹介。命名者は、福田理、羽鳥謙三氏（「自然科学と博物館」第19巻

）だが、なぜ、「国分寺」なのかは、はっきりした理由はなく、国分寺駅に近いということや、地域のランドマーク的なありようが大きかったとい

そして、「国分寺崖線は地形学上の本質は段丘である」とし多摩川の北に位置する「武蔵野台地」が8万年前に海面が段丘面の一部が低下し、さらに4万年前に一部が低下して、形成されたのが「国分寺崖線」と説明された。

そして、東京の自然災害リスクは世界の大都市で最高であり、東京の一極集中はメリツトではなく、デメリットという

の緑地計画は失敗しており、今残っている緑地を残すことが重要と話されました。

最後に講師の説明に基づき、1939年の小金井の地図が全員に配布され、この地図に、野川、等高線の70m、65m、50m、国分寺崖線、2本の都市計画道路や田んぼを色鉛筆で描いて、地形を実感する作業を参加者全員で行いました。

（一部は配布された資料「江戸東京水際廻行『崖線』考その1、その2 芳賀啓」を参考にしました）

今回の講座は下記のとおりです。

「はけの自然と文化をまもる会」企画 「地形を知って考える わたしたちのまちづくり」

- 12月16日（日）14時-16時 微地形が育むゆたかな大地
講師 東京農工大名誉教授 千賀裕太郎さん
1月26日（土）14時-16時 はけの保全活動と地域防災
講師 はけの自然を大切にする会 田中兄一さん
主催：小金井市公民館 企画：はけの自然と文化をまもる会
会場：公民館貫井北分館

<前回の世話人会以降の活動経過>

- 11月8日 第33回世話人会
11月10日 「第32回野川わき水まつり」
ハケと野川の自然をどう守るか
11月13日 3・4・11号線住民の会世話人会
11月17日・18日 道路住民運動全国連絡会第44回全国交流集会
11月22日 世田谷放射23号線訴訟 419号法廷
11月25日 講座：地形を知って考える私たちのまちづくり 国分寺崖線の成り立ち
12月5日11時半 外環道青梅街道IC訴訟522号法廷
12月12日 品川29号訴訟103号法廷
12月13日 第34回世話人会

<今後の日程>

- 2019年
1月10日 第35回世話人会

★講演会

「地形を知って考える私たちのまちづくり」
（企画：はけ文）右記に記載

<これからの他地域の裁判等の日程>

- 12月17日15時 十条73号線訴訟103号法廷
12月26日15時 大山26号線訴訟103号法廷
<2019年>
1月15日14時 東京外環道訴訟103号法廷
1月21日15時 赤羽86号線訴訟103号法廷
1月22日14時半 小平3・2・8号線控訴審825号法廷
1月30日14時 志茂86号線訴訟103号法廷

小金井市民の歌

11月に小金井市民の歌が発表された。作詞は作家・国文学者で小金井市民の林望さん

この詩の3番は、
黄金の水は清らかに湧き
野川の水は燦めいてゆき
はけの道ほとりたどれば
過ぎてゆく時代のはるけさ

市民の歌に採用された「野川とはけ。都市計画道路で」野川とはけの自然を壊すなんてありえません。



裁判の傍聴から

放射23号線(世田谷・松原)裁判

11月22日、16回目の口頭弁論。冒頭、裁判長(清水知恵子氏)から、原告から出された準備書面(意見書)について、国と都に「検討されますか」と質問。国が「検討する」との答弁で、次回までに検討結果を提出することになった。

原告代理人の弁護士からは、今回学者から提出された14ページの意見書をもとに3点にわたって弁論。

①内閣の古い認可などのかなり古い文献を調べて、**「重大な瑕疵は治癒されない」**(注1)ということをはっきり記載していることを紹介しました。

②「林試の森事件」を参照して、道路計画地に和田堀給水所があるので、あんなに買収しなくても済むこと。

③現在の都市計画法には、5年ごとに都市計画の基礎調査をしなくてはならない(注2)とあるが、東京都はこれをしていない。やっているなら、基礎調査をすべて提出することを求めた。これに対し、都は2週間で出すと言ったが、出さなければ、「違法」となる。基礎調査は交通量だけやればいいというのではない。

(注1)国は、他の道路裁判で、旧都市計画法で「主務大臣の決定と内閣の認可が必要」とあるが、決定も認可も得ていなくても、その後、道路拡幅などで変更が決定されているので、法律上の瑕疵は「治癒された」と主張し、裁判でも認められていることに對するもの。

(注2)第六条 都道府県は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、都市計画に関する基礎調査として国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

白金台で町会あげて反対運動始まる

23号線裁判の傍聴に来ていた方から、報告集会で

白金台から品川駅わきをまたいで25m〜30mの道路が事業認可されようとしているなか、町会長が代表になって町会あげて反対しようとしており、町会が代表になって白金台の古い町並みや多数の樹木を伐採、公園をつぶすという計画。

マスコミが「待機児童のための保育園建設に反対している」と報道した白金台3丁目の公園は、都が2億7千万円をかけてつくって、道路開通予定の4年後には壊すというもの。公園を道路のために壊すというのは住民に受け入れられないため、保育園をつくること。

言えば、住民了解を得られるのではという手法ではないかと指摘。都のやり方は汚いねと発言しました。
ここでも、閑静な住宅街に道路計画。

外環道青梅街道IC裁判

12月5日、東京地裁522号法廷で、外環道青梅インターチェンジ訴訟の第19回口頭弁論が行われた。

原告側弁護士から、国の求釈明に対して、①施行期間、②野川の気泡、③地盤沈下の3点にわたって準備書面について弁論しました。

第一、施工方法も決まっておらず、工事ができるかどうかもわからないのに、工期を決めており、これを国が認可したのは違法であること。

第二、国は、野川に噴出した気泡は「ごく一部」と述べているが、ごく一部にとどまらない気泡噴出のメカニズムの国の説明と示された図面では、どのようにして噴出したかわからない。そのため、どこに酸欠気泡がでてくるかわからない危険極まりない工事だ。「拡散するから問題ない」などともない。

第三、地盤沈下がおきない根拠として国は、1000本のボーリングをやったというが、どこを調査したかいつさい記載がない。「陸水シュミレーション」で解析したというが、その公式が書いているだけで、数値が全く書いてい



都市計画道路 環状4号線

ない。それで「影響がない」と言われても検証しようがない。1000本のボーリング調査をどこでやったかデータを出さないと主張しました。

衆議院国土交通委員会の初鹿議員が質問

外環青梅ICの裁判終了後の報告集会で、同日午前中におこなわれた国会の質問を傍聴した方から、報告がありました。

10月に公共事業チェック議員の会の議員が大泉ジャンクションの現地を見学し、石神井・元関で住民の集会にも参加し、それらを踏まえて、立憲民主党の初鹿議員が質問した。外環青梅街道のインターチェンジは片側だけのインターで、金がかかるが効果に見合わないこと、車が減っているなかで、必要性は意味がないこと、十分な検討をしないままでの事業認可はおかしいと国に答弁を求めた。そのうえで、道路建設は必要性がなく、やめるべきことを求めました。

32回 野川わき水まつり

第

「ハケと野川と自然をどう守るか」講演

12月10日、野川ほとりたる村の主催で、第32回 野川わき水まつりの「ハケと野川と自然をどう守るか その2」が開催されました。元東京理科大学教授の増保安彦さんが、「ハケの森と野川の自然 その多様性」について話されました。野川水系の中で、武蔵野公園だけは、野川、草原、ハケの森の3つの自然環境が連続した生態系となっており、ここほど豊かな生態系は野川流域にはないと述べられました。

しかし、3・4
・ 11号線の建設は、棲息域の分断、日陰化、騒音、排気ガス、夜間照明により、貴重な生物の生存条件が著しく損なわれると指摘しました。豊かな自然環境と貴重な生物を写真で紹介されました。

	ハケの森	野川の北側
植物	216種	219種
昆虫	281種	251種
野鳥	40~50種	
野川の水生生物	90種	
魚類	12種	
水生昆虫	約20種	
底生生物	64種	

東京都建設局が小金井3・4・11号線周辺の交通量調査を入札し、株式会社ケー・ティー・エスが530万円で落札していたが、11月27日と12月2日に調査が行われた。東大通りの南端のT字路、東大通りと五日市街道のT字路、五日市街道と小金井街道の交差点、連雀通りと小金井街道の交差点(前原坂上)、小金井街道と東八道路の交差点、東八道路と天文台道路の交差点(井口)、連雀通りと天文台通りの交差点等14か所の交通量を調査したものです。

東京都が3・4・11号線周辺の交通量調査

「道路計画を見直さない」と言いながらの交通量調査、税金の無駄遣い以外のなにものでもないのでは。



前原坂上交差点での交通量調査

道路住民運動全国連絡会 第44 回全国交流集会 集会 アピール

道路住民運動全国連絡会 第44 回全国交流集会は、東京都国分寺市の東京経済大学で開催され、36団体、128人が参加した。

東京では、大深度法が初めて本格適用された巨大な外環道工事により、地表が異常事態となっている。地下40mの工事現場で使用された気泡が、致死レベルの酸素欠乏ガスとなって地上の川面に噴出。更に地下水も地上に噴出した。しかし住民への説明会開催がないまま、工事が続行されている。

地上部に影響を与えないことを大前提に成立した大深度法であるが、脆くもその大前提が崩れ去っている。このことは、東京外環道訴訟の大きな争点となるとともに、リニア新幹線事業、大阪淀川左岸延伸部など、大深度法が適用される事業に警鐘を鳴らすものでもある。

都市計画道路では、東京都が見直しの姿勢を見せることなく、半世紀以上前の計画実現を地元住民の意向を無視して強行しており、また、災害対応を口実に特定整備路線を強引に進めている。いずれも、自然環境やまち壊しである。当然、各地で反対運動が巻き起こり、都内で12の道路裁判が争われている。

計画段階の事業評価及び事業再評価などの制度は、全く機能していない。

このように、全国の道路計画・道路事業は「人間が主人公のまちづくり」とはほど遠い状況にある。人口減少、高齢化社会を迎え、不要・不急の道路政策は見直されなければならない、真の住民参加の実現が求められる。

年間5兆円が必要である老朽化したインフラの補修維持費は、18年度当初予算で5440億円と、必要額の1割にとどまっている。また、東日本大震災からの復興、とりわけ福島原発事故の被災者への支援打ち切り、暴力的な辺野古基地建設など、民意を無視した政策が続いている。一方、5兆円を超えた防衛費は、次々に高額兵器を米国の言い値で買い上げることにより、後年度負担を含め、既にGDP1%という枠を超えとの指摘がある。財政を破綻に導くアベノミクスと併せ、早急に是正が必要な状況である。

2019年は統一地方選挙、そして参議院議員選挙の年である。改憲を見据える安倍政権の暴走を止めるとともに、不要・不急の道路建設を止め、弱者に目を向けた、だれもが住みやすいまちづくり、国造りを実現していかなければならない。

私たちはこの問題に、自公政権に異議を唱えて立ち上がっている多くの市民運動との連携を強めながら、全力を挙げて取り組んでいくことをここに宣言する。

2018年11月18日

道路住民運動全国連絡会第44 回全国交流集会
参加者一同